

令和元年1月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和元年10月17日 開会

令和元年10月17日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和元年 埼玉県央広域事務組合議会会議録
11月定例会

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 10月17日(木) | |
| ○開会 | 6 |
| ○開議 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○議事日程の報告 | 6 |
| ○諸般の報告 | 6 |
| ○行政報告 | 7 |
| ○報告第3号の上程、説明 | 8 |
| ○議案第18号～議案第22号の上程、説明 | 9 |
| ○一般質問 | 13 |
| 2番　諫訪三津枝議員 | 14 |
| 14番　日高英城議員 | 18 |
| 8番　潮田幸子議員 | 25 |
| 15番　諫訪善一良議員 | 31 |
| ○議案第18号の質疑、討論、採決 | 43 |
| ○議案第19号の質疑、討論、採決 | 44 |
| ○議案第20号の質疑、討論、採決 | 44 |
| ○議案第21号、議案第22号の質疑、討論、採決 | 45 |
| ○管理者のあいさつ | 49 |
| ○閉会 | 49 |
| 署名議員 | 51 |
| 参考資料 | |
| 議決結果一覧表 | 53 |

☆

埼玉県央広域事務組合告示第6号

令和元年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年10月10日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

1 期 日 令和元年10月17日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員 15名

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 市ノ川 徳 宏 議員 | 2番 | 諏 訪 三津枝 議員 |
| 3番 | 坂 本 広 広 議員 | 4番 | 岡 野 千枝子 議員 |
| 5番 | 新 井 孝 雄 議員 | 6番 | 村 田 裕 子 議員 |
| 7番 | 岡 村 有 正 議員 | 8番 | 潮 田 幸 子 議員 |
| 9番 | 金 澤 孝太郎 議員 | 10番 | 秋 谷 修 議員 |
| 11番 | 菅 野 博 子 議員 | 12番 | 市 川 幸 三 議員 |
| 13番 | 渡 邇 光 子 議員 | 14番 | 日 高 英 城 議員 |
| 15番 | 諏 訪 善一良 議員 | | |

○不応招議員 なし

令和元年1月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和元年10月17日（木曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 専決処分の報告
- 6 議案第18号から議案第22号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第18号の質疑、討論、採決
- 9 議案第19号の質疑、討論、採決
- 10 議案第20号の質疑、討論、採決
- 11 議案第21号、議案第22号の質疑、討論、採決
- 12 管理者のあいさつ
- 13 閉 会

○出席議員 15名

| | | | | | |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番 | 市ノ川 徳 宏 | 議員 | 2番 | 諏 訪 三津枝 | 議員 |
| 3番 | 坂 本 国 広 | 議員 | 4番 | 岡 野 千枝子 | 議員 |
| 5番 | 新 井 孝 雄 | 議員 | 6番 | 村 田 裕 子 | 議員 |
| 7番 | 岡 村 有 正 | 議員 | 8番 | 潮 田 幸 子 | 議員 |
| 9番 | 金 澤 孝太郎 | 議員 | 10番 | 秋 谷 修 | 議員 |
| 11番 | 菅 野 博 子 | 議員 | 12番 | 市 川 幸 三 | 議員 |
| 13番 | 渡 邊 光 子 | 議員 | 14番 | 日 高 英 城 | 議員 |
| 15番 | 諏 訪 善一良 | 議員 | | | |

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

| | |
|-----------------|---------|
| 管 理 者 | 原 口 和 久 |
| 副 管 理 者 | 小 野 克 典 |
| 副 管 理 者 | 三 宮 幸 雄 |
| 監 察 委 員 | 尾 崎 憲 一 |
| 会 計 管 理 者 | 田 口 義 久 |
| 参 事 兼 事 務 局 長 | 春 山 一 雄 |
| 消 防 長 | 野 本 照 夫 |
| 本 部 次 長 | 新 井 正 |
| 副 予 防 計 課 兼 長 | 長 島 史 哲 |
| 副 警 防 計 課 兼 長 | 黒 沼 浩 二 |
| 副 消 防 総 務 課 兼 長 | 黒 沢 高 志 |
| 鴻 巢 消 防 署 長 | 佐 藤 浩 一 |
| 桶 川 消 防 署 長 | 廿 楽 明 |
| 北 本 消 防 署 長 | 高 野 実 |
| 救 急 課 長 | 岡 田 正 夫 |
| 指 令 課 長 | 小 林 正 士 |
| 副 総 務 課 兼 長 | 田 中 啓 文 |

○本会議に出席した事務局職員

| | | | | | |
|---|---|------|---|---|------|
| 書 | 記 | 島田英樹 | 書 | 記 | 新井健司 |
| 書 | 記 | 千葉昌子 | 書 | 記 | 蓑佑樹 |

(開会 午前 9時03分)

◎ 開 会 の 宣 告

金澤孝太郎議長 ただいまから令和元年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

金澤孝太郎議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

金澤孝太郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。

4番、岡野千枝子議員、11番、菅野博子議員を指名いたします。

◎ 会 期 の 決 定

金澤孝太郎議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、10月17日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

金澤孝太郎議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会期は10月17日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

金澤孝太郎議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

金澤孝太郎議長　日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成30年度及び令和元年度の5月分、令和元年6月分並びに7月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、去る7月1日、2日に実施いたしました令和元年度埼玉県央広域事務組合議会議員行政研修視察報告書について、応接室にございますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告させます。

島田書記。

[書記朗読]

金澤孝太郎議長　ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

金澤孝太郎議長　日程第4、行政報告を行います。

春山参事兼事務局長から行政報告を求めます。

春山参事兼事務局長。

[春山一雄参事兼事務局長登壇]

春山一雄参事兼事務局長　おはようございます。それでは、令和元年7月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告を申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、台風19号による災害出動についてご報告させていただきます。台風19号は、10月12日19時前に伊豆半島に上陸し、広い範囲で激しい雨が降り、東日本を中心に大雨特別警報が発令されました。当消防本部の観測計では、12日の24時間降水量は186.5ミリメートル、瞬間最大風速は22時24分ごろに34.3メートルを記録いたしました。

この台風に伴う当消防本部の災害出動は、自動火災報知機の誤作動や浸水、冠水などの警戒出動が34件、浸水により自宅から避難できなかつた方などの救助出動が5件、屋根からの転落による負傷などの救急出動が2件であり、合計41件ございました。

次に、伊奈町消防本部への建物火災応援についてでございますが、8月3日土曜19時32分、伊奈町消防本部覚知、伊奈町大字小室地内のD I C株式会社埼玉工場で発生した危険物立体倉庫火災に、伊奈町との消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定に基づき、当消防本部から消防ポンプ自動車4台が出動し、消火活動を行いました。

次に、システム等の安定化を図るために実施した消防緊急通信指令施設等更新機器整備事業についてでございますが、指令室等に設置された高機能消防指令装置及び消防救急デジタル無線機器等の一部更新が9月26日に完了いたしました。

次に、令和元年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練への参加についてでございますが、11月17日日曜、18日月曜に予定され、当消防本部から救助隊1隊5名が参加いたします。今回は、千葉県内で発生した地震に起因する大規模災害を想定し、千葉市及び市原市などを訓練会場に行われる予定です。

次に、熱中症による救急搬送人員についてでございますが、4月29日から10月6日までの約5カ月間の熱中症による救急搬送人員は178名で、昨年同時期と比較すると24名減少しました。なお、死亡者はおりませんでした。

次に、県央みずほ斎場に関する利用状況についてでございますが、県央みずほ斎場の本年4月1日から9月30日までの6カ月間の利用状況につきましてご報告申し上げます。火葬件数は、合計1,178件で、前年度と比較して39件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約7.7件でございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて287件で、前年度と比較して2件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 報告第3号の上程、説明

金澤孝太郎議長 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 おはようございます。本日ここに、令和元年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

このたびの台風は、各地に極めて甚大な被害をもたらしました。多くの方が犠牲になりました、心からお悔やみを申し上げさせていただきます。また、被災されました方々へ心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、報告第3号につきましてご説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者の専決処分事項として指定を受けている事項につきまして、同条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

本件は、令和元年8月7日午後3時36分ごろ、北本市中丸1丁目8番地2地先において、住宅状況調査に出向中の北本東分署の水槽付消防ポンプ自動車が右折した際に、相手方のブロック塀と水

槽付消防ポンプ自動車の右側中央下部が接触し、当該ブロック塀を破損させたものであります。

損害賠償につきましては、示談により、組合は相手方に損害額2万3,760円を賠償することになり、本年9月12日に専決処分を行ったものです。

なお、この事故の賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

以上が専決処分につきましてのご報告でございます。

金澤孝太郎議長 以上が専決処分の報告でございます。ご了承願います。

◎ 議案第18号～議案第22号の上程、説明

金澤孝太郎議長 日程第6、議案第18号から議案第22号までの5件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 今回ご提案申し上げました議案は5件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第18号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、本年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項その他権利の制限に係る措置の適正化を図るための措置として地方公務員法が改正されたことに伴い、改正を行うものでございます。

次に、議案第19号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

これは、令和元年度における第3回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億470万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,697万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入は今年度分として鴻巣市から受け入れる交付税算入負担金の処理及び平成30年度決算の確定に伴う斎場特別会計からの繰入金及び繰越金の処理を行い、歳出は財政調整基金積立金を追加するため補正を行うものでございます。

次に、議案第20号 令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これは、令和元年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,304万4,000円とするものでございます。

内容といたしましては、平成30年度決算の確定に伴う繰越金の処理などにより補正を行うものでございます。

次に、議案第21号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定についてでございます。

本決算につきましては、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布しておりますので、ご審議の参考にしていただきたいと存じます。

まず、歳入における収入済額の合計は38億8,154万4,384円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は38億1,514万2,615円となりまして、平成30年度に予定した施策は計画どおり執行することができました。

なお、予算に対する執行率は98.3%であり、歳入歳出差引残額は6,640万1,769円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は98.4%でございました。

次に、議案第22号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてでございます。

本決算につきましても、議案第21号と同様、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと存じます。

まず、歳入における収入済額の合計は2億4,683万1,902円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は2億4,187万4,842円となりました。なお、予算に対する執行率は98.0%であり、歳入歳出差引残額は495万7,060円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は99.2%でございました。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

金澤孝太郎議長 次に、議案第18号から議案第22号の細部説明を求めます。

春山参事兼事務局長。

〔春山一雄参事兼事務局長登壇〕

春山一雄参事兼事務局長 それでは、議案第18号から議案第22号までの5議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第18号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により地方公務員法の一部改正が行われ、成年被後見人等は職員となり、または競争試

験もしくは選考を受けることができないとする規定及び職員が成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うこととする規定を削除することとなったため、条例において引用する法律の条文を削る改正を、地方公務員法一部改正の施行期日である令和元年12月14日にあわせて行うものでございます。

次に、議案第19号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目2節組合市特別負担金の交付税算入負担金4,034万2,000円につきましては、鴻巣市に一括算入されます交付税のうち、当組合の一般会計分として受け入れるものでございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金は、平成30年度斎場特別会計決算の確定によるもので、斎場特別会計より繰り入れをするものでございます。

その下、8款1項1目1節繰越金は、平成30年度一般会計決算の確定によるものでございます。

10、11ページをごらん願います。歳出でございます。2款1項1目25節積立金は、歳入でご説明申し上げました鴻巣市から受け入れの交付税算入負担金及び平成30年度決算の確定により財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第20号 令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。3款1項1目1節繰越金は、平成30年度決算の確定によるものでございます。

10、11ページをごらん願います。歳出でございます。1款1項1目28節繰出金は、決算の確定額を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第21号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてですが、決算書の8、9ページと決算報告書の14ページをごらんください。1款1項1目1節組合市負担金でございますが、この負担金につきましては共通経費と消防経費、斎場経費から成っております。共通経費は、消防と斎場業務に共通する経費であり、議会費、一般管理費等に係る経費の2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率に応じて各組合市から負担いただいております。消防経費は、各組合市の前年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により負担いただいております。斎場経費は、各組合市の前年の10月1日現在の住民基本台帳登録人口による人口割合により負担いただいております。

決算報告書は15ページをお開きください。3款1項1目1節消防費国庫補助金は、桶川消防署に配備しました災害対応特殊救急自動車に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、決算書の10、11ページをお開きください。7款1項1目財政調整基金繰入金は、一般会計

分1億6,987万1,000円と斎場特別会計分6,975万5,000円を財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2項1目1節斎場特別会計繰入金は、財政調整基金へ積み立てを行うため、斎場特別会計から一般会計へ繰り入れたものでございます。

次に、決算書の12、13ページと決算報告書の17ページをお開きください。10款1項1目1節消防債は、桶川消防署配備の消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車の消防車両整備事業債と桶川消防署の自家発電設備整備事業債でございます。

次に、歳出ですが、決算書の16、17ページと決算報告書の20ページをお開きください。2款1項1目25節積立金の財政調整基金積立金につきましては、一般会計分1億2,130万1,224円、斎場特別会計分4,840万6,000円、財政調整基金預金利子1万8,873円でございます。

次に、決算書の20、21ページ、決算報告書の24ページをお開きください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金、補助及び交付金の埼玉県市町村総合事務組合負担金を合計した人件費の総額は27億7,724万5,819円で、常備消防費支出済み合計額の約92.5%を占めております。

次に、決算書の22、23ページ、決算報告書の25ページをお開きください。庶務事業、22節補償、補填及び賠償金は、昨年11月の定例会で報告をさせていただいた立入検査の際に消防車両の重量がアスファルト舗装の許容範囲を超えたため地盤面を陥没させた件及び本年2月の定例会で報告させていただいた帰署途中の高規格救急自動車が右折した際に、一時停止していた小型乗用車に接触し、相手方のフロントバンパーが破損した件に係る賠償金でございます。なお、組合の負担分は保険で充当しております。

次に、決算書の34、35ページ、決算報告書の36、37ページをお開きください。2目消防施設費、消防総務課、消防用建物等整備事業、11節需用費、修繕料は、消防本部庁舎受変電設備等部品交換修繕、桶川消防署非常用自家発電装置交換修繕、その他32件分の修繕料でございます。

その下、警防課、消防水利施設維持管理事業、13節委託料は、消防水利施設黄線標示委託でございます。

その下、消防自動車等整備事業、18節備品購入費は、桶川消防署の消防ポンプ自動車を更新したものでございます。

次に、決算書の36、37ページと決算報告書の37ページをお開きください。救急課、消防自動車等整備事業、18節備品購入費は、桶川消防署の災害対応特殊救急自動車でございます。

その下、鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、15節工事請負費は、吹上分署庁舎屋上防水改修工事831万6,000円でございます。

次に、決算書の36、37ページと決算報告書の38、39ページをお開きください。4款1項1目斎場費、総務課、28節繰出金1億4,110万円は、組合市負担金7,134万5,000円と財政調整基金繰入金

6,975万5,000円の合計額を一般会計より斎場特別会計に繰り出したものでございます。

次に、決算書は、38、39ページをお開きください。5款1項1目公債費、消防総務費、23節償還金、利子及び割引料、償還元金及びその下、償還金利子は、平成5年度から平成29年度までの借り入れ分23件分の償還元金及び償還金利子でございます。

続きまして、議案第22号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてですが、決算書の54、55ページと決算報告書の42ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。1款1項1目1節斎場使用料は、火葬室、靈安室、待合室、式場及び小動物火葬炉の使用料でございます。合計6,486件は、前年度に比べ171件の減となっております。

その下、行政財産使用料は、地元自治会が運営しております有限会社県央みずほ斎場サービスの売店や物置、自動販売機の使用料や、社会福祉協議会の自動販売機の使用料など行政財産使用料でございます。

次に、歳出についてですが、決算書の56、57ページと決算報告書の43、44ページをお開きください。1款1項1目斎場運営事業、13節委託料は、県央みずほ斎苑グループへの指定管理料1億1,029万円が主なものであり、その上の樹木・芝生等管理委託料及びその下の土壌調査業務委託料につきましては、指定管理者との協定以外に発生した業務委託料でございます。

次に、28節繰出金の一般会計繰出金は、平成30年11月補正における平成29年度決算剰余金と、平成31年2月補正における平成30年度不用見込み額の合計を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。

その下、斎場施設整備事業、11節需用費、修繕料は、火葬炉設備修繕、火葬炉室・中央監視室空調機交換修繕などでございます。

以上で議案第18号から22号までの細部説明を終わります。

済みません。訂正をさせていただきます。決算書の20、21ページ、決算報告書の24ページをご確認いただきたいと思います。こちらで、3款1項1目常備消防費の人件費につきまして、当初、92.5%と申し上げましたけれども、正しくは89.2%でございます。訂正して、おわびを申し上げます。よろしくお願ひいたします。

金澤孝太郎議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時34分)

(開議 午前10時59分) ◇

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 一般質問

金澤孝太郎議長　日程第7、これより一般質問を行います。

一般質問の通告者は4名でございます。通告順序により、順次質問を許します。

初めに、2番、諏訪三津枝議員の質問を許可いたします。

諏訪三津枝議員。

[2番　諏訪三津枝議員登壇]

2番　諏訪三津枝議員　議席番号2番、鴻巣市選出、日本共産党、諏訪三津枝でございます。通告順に一般質問を行います。

大型で強い台風19号は、東北、関東、甲信越、東海を初め、広範囲に甚大な被害を引き起こしました。犠牲になった方にお悔やみ申し上げ、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

また、当組合においての日夜を分かたぬ防災活動に敬意を表するものです。

自然災害、事件、事故などにおける消防救急隊員の活動は、市民にとっては、命、財産を守る上で欠かせないものです。かかわる職員の皆さんの健康も、まず重視されなければなりません。この観点から、件名1として、消防職員の健康管理について質問いたします。

本年7月18日に発生した京都アニメーション第一スタジオでの放火による火災は、記憶に新しいところです。消防、救急隊員、計約190人の出動でしたが、当初は激しい炎と黒煙に阻まれて建物内へ入れず、35人が死亡、34人が重軽傷という痛ましいものでした。炎や煙で建物内へ入っての消火活動が困難だった。やり切れない思いがある。最初に現場に到着した指揮隊長らの言葉が報道されました。災害や事故、事件などで活動する消防職員は、近くで被害者の気持ちに触れるため、惨事ストレスという強いストレスを受けることがあると思います。医療専門家などから、使命感の強い消防隊員は自責の念や無力感にかられやすいという指摘があります。当埼玉県央広域事務組合においては、職員の健康診断が年1回、交代制勤務者は年2回の健康診断を行っています。ストレスチェックの項目があります。

そこで、要旨1として、ストレスチェックの内容について伺います。交通事故や火災での惨事や、また助けられなかつた命の重みなど、通常では考えも及ばない現場で受けるストレスがあると考えます。

そこで、要旨2として、惨事ストレス時の対応について伺います。

以上、1回目の質問です。

金澤孝太郎議長　順次、答弁を求めます。

黒沢副参事兼消防総務課長。

[黒沢高志副参事兼消防総務課長登壇]

黒沢高志副参事兼消防総務課長　件名1、要旨1、要旨2について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。労働安全衛生法の一部改正により、平成27年度から

ストレスチェックの実施が事業主に義務づけられました。この制度は、職員自身のストレスへ気づきを促すとともに職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを主な目的としています。

具体的には、職員がストレスに関する調査票に記入し、それを集計、分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査を実施するものです。調査票には、仕事についての負担や最近1カ月の心理状態、周りの人々との関係など57の項目が用意されており、当消防本部では平成27年度から毎年度ストレスチェックを実施しております。実施結果は職員ごとに配布し、自分のストレスの状態を確認するとともに、高ストレスと判定された職員には、産業医による面接指導を受診するよう促し、本人から申し出があれば面接指導を行っています。

続きまして、要旨2、惨事ストレス時の対応についてお答えいたします。消防職員は、火災等の災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあります。これにより身体、精神、情動または行動にさまざまな障害が発生するおそれがあります。

当消防本部においては、惨事ストレスに対応するため、外部講師を招いての惨事ストレス研修の実施や、筑波大学が主催する惨事ストレス初級研修に職員を定期的に派遣し、日ごろより基礎知識の普及に努めるとともに、惨事ストレス対策要綱・要領を策定し、対応を図っております。

また、惨事ストレスに該当すると思われる災害が発生した場合には、災害が終息し帰署した後、出動した隊ごとに職員が集まり、災害現場でのみずからの体験、そのときの気持ち、現在の体調や感情などを自由に語り合うグループミーティングを実施します。その後、隊長は、職員の惨事ストレス反応を経過観察し、変化を察知した場合には所属長へ報告することになります。所属長は、質問形式のチェック表を活用し、所属職員のストレス状態を観察するとともに、その結果について、消防本部安全衛生担当課へ報告し、連携しながら継続的に職員のストレス状態を確認し、フォローしていきます。医療上のカウンセリングまたは治療を必要と判断した場合には、産業医、専門機関に対応を委ねることになります。

なお、東日本大震災や先般京都で発生した京都アニメーション火災のような大規模災害や特殊災害が発生し、その災害へ出動した職員が強い心理的影響を受けた可能性がある場合には、精神科医等の専門家で構成された緊急時メンタルサポートチームを総務省消防庁に要請できる仕組みが構築されています。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 諏訪三津枝議員。

2番 諏訪三津枝議員 要旨1と要旨2について、再質問をさせていただきます。

労働安全衛生法の改正によって、当組合でも平成27年から職員のストレスチェックが行われているということです。57項目の簡単な質問で答えられるということでございました。自分で気づかなければメンタルヘルスに不調があるということがチェックされれば、その結果は、直接本人に

産業医による面接指導の受診を促す内容の結果が送られるということでございますけれども、ストレスチェックの結果だけでは、それが一時的なものなのか、恒常的なものなのか、わからない場合があるかと思います。例えば、この時期は大変忙しかったからだと、今はもう大丈夫だということも、ご本人が判断されることもあるかと思うのですけれども、また、まさに悲惨な現場を体験した直後であったりすると、その時期が健診の時期だったりすると、ストレスチェックを受けたという、ストレス反応が出たということもあるかと思うのですけれども、年に1回から2回のストレスチェックで、なかなか判断できないものがあるかと考えます。高ストレスと判定されたら、できるだけ産業医の受診など有効な手立てが必要かと考えております。高ストレスと判定された職員、また産業医の受診を希望して、実際に受診をされた方の実績を伺いたいと思います。

続いて、要旨2です。日ごろより慘事ストレスに該当すると思われる災害のときには、現場から帰還した際に、その体験や気持ちをグループミーティングで行いながら、隊長はその後も継続的に観察をして、変化を感じたなら所属長に報告するという対応をとっていらっしゃるということなのですけれども、当組合において慘事ストレスに該当するような事例、ここ何年か、ございましたら伺いたいと思います。

金澤孝太郎議長 黒沢副参事兼消防総務課長。

黒沢高志副参事兼消防総務課長 初めに、要旨1の高ストレス者の割合と人数についてなのですが、高ストレスと判定された職員数と割合は、過去3年間では平成28年度が343名の職員に対して22名で6.4%、平成29年度が343中21名で6.1%、平成30年度が347名中21名で6%と、平均6%程度になっております。高ストレスの割合は、一般的に平均で約13%ぐらいと言われていますので、当組合、当消防本部としては数字的には低い数字になっているという結果となっております。

また、実際に産業医の面接を受けた職員数なのですけれども、平成28年度はゼロ、29年度が2名、平成30年度が1名という数字になっております。

続きまして、当消防本部の慘事ストレスに係る過去の対応実績についてなのですが、過去に慘事ストレスになった事例としては、東日本大震災のときに緊急消防援助隊の埼玉県隊として出動した1件があります。

その際、慘事ストレス対策として、当消防本部が行った対策としては、災害応援から帰った隊員73名に対し、グループミーティング、個人面談、慘事ストレスの程度を把握するチェックリストを用いて隊員のストレス状態の確認を行ったというところです。なお、この73名、出動した隊員については、幸いにして強いストレスを受けて休んだり、専門の医療機関等に受診した職員はいなかつたということでございます。

以上です。

金澤孝太郎議長 諏訪三津枝議員。

2番 諏訪三津枝議員 そうしましたら、再々質問させていただきます。

高ストレスと診断された方が非常に多いなという感じを受けました。ただ、高ストレスと診断されても、受診やカウンセリングを受ける方が非常に少ない。ただ、平均の13%から比べれば、その半分ぐらいなのですけれども、カウンセリングなどというのは結構敷居が高いと思います。そこを職場環境の改善という立場から、例えばご本人の希望で職場の人事異動の希望があったとか、しばらくちょっとお休みにしたいとかいうことが、この高ストレスと診断された方の中に実際にいらっしゃらなかつたのか。人事異動を希望された方がいらっしゃらなかつたのかどうなのかということと、とても人数的には多いと私は感じるのですけれども、職場環境の改善としては、例えばどういうことが行われているかを再々質問します。

続いて、要旨2ですけれども、幸いにして惨事ストレスとなるような大きな災害がこの管内でなかつたということだとは思うのですけれども、実際に東日本に行かれた方73名が惨事ストレスに該当するようなことにはなつていなかつたというのは幸いしているかと思うのですけれども、もう8年たっているのですけれども、その後、追跡の何か手だてというようなものはされているのかどうか、個人的に。この73名の方々に継続して何かされているかどうか、そこだけちょっと伺いたいと思います。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

黒沢副参事兼消防総務課長

黒沢高志副参事兼消防総務課長 初めに、産業医さんの面接指導を受けた後、その後の対応なのですから、産業医さんから、その希望した職員を面接して、やつた結果を組織のほうというか、うちのほうで聞き取りを行います。産業医さんからいろんな意見が出ます。例えば少し休ませたほうがいいとか、配置転換をしたほうがいいとか、そういう意見のもとに対応をするのですけれども、その中で、平成29年度については2名いたのですけれども、1名配置転換したと。30年度も1名、配置転換をして対応させていただいたということです。

それと、高ストレス者を発生させない対策なのですけれども、主に3つぐらい取り組んでいまして、1つとしては、組織を挙げて休暇をとりやすい仕組みに今取り組んでいます。若い職員から管理職まで、全職員が年10日以上の年次休暇取得を組織目標に掲げて、仕事と家庭の両立を推進していると。2つ目として、職員同士の親睦を深めるための取り組みを行っています。職員で組織する親睦会を通じて、ボーリング大会の実施ですとか、各種クラブ活動、元気回復事業と称しまして、日帰り旅行などを行って、職員同士のコミュニケーションをよくするような取り組みを行っているところです。3つ目としては、職場環境の改善ということで、特に24時間勤務する消防職員がストレスなく仕事ができるように、段階的なのですけれども、職員の仮眠室とかをパーティション化といいまして、区画して、職員のハード面の改善を行っているところでございます。

それと、惨事ストレスの関係で、その後の追跡調査をしたのかということなのですけれども、實際にはしておりません。ただし、職員、安全衛生事業の一環で、産業医さんとの健康相談というの

を毎月1回、月1回はそういう時間を設けているのです。その中で、職員が産業医さんと面談とかをする機会を設けていますので、何かちょっとおかしいなという職員がいれば、産業医さんのほうから情報が上がってくるという仕組みをとっています。

以上です。

金澤孝太郎議長 以上で2番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

続いて、14番、日高英城議員の質問を許します。

日高英城議員。

[14番 日高英城議員登壇]

14番 日高英城議員 議長から発言の許可をいただきました。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

件名1、救急業務における現状と課題についてお伺いします。このような趣旨で、以前にもいろんな議員が取り上げられ、また報告もいただいていることは思いますが、本組合での現状、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

まず、消防庁より公表された「平成30年版救急・救助の現況」によりますと、救急自動車による救急出動件数は634万2,147件、前年比で13万2,183件ふえていまして、約2.1%の増ということです。搬送人員は573万6,086人で、これも対前年比で11万4,868人の増、2%増ということあります。いずれとも救急出動件数も搬送人員とともに過去最多となったということと書かれておりました。

現場到着所要時間は全国平均で8.6分、前年比でプラス0.1分、病院所要収容時間は全国平均で39.3分で、前年比とほぼ横ばいとのことです。そこで、要旨1としまして、現場到着時間所要時間について過去のデータと比較しての現状と今後の課題についてお伺いするものです。

それと、2006年の8月、2007年の7月、同じ奈良市で起きた妊婦のたらい回し事件、それと2013年の1月には、久喜市で県内外の25病院から合計36回受け入れを断られ、最終的には県外の病院で死亡という事件というか、事故がありました。このようなことを受け、県は2016年4月から、救急医療機関の空きベッドや診療科目などの情報がわかるタブレット端末を県内全ての救急車283台、これは当時の数字ですけれども、導入と。重症患者の搬送数のうち、受け入れ照会4回以上の患者数の割合は前年比、当時の前年比14%減少したと報告がありました。

2015年度からは、患者の救急搬送時に病院の受け入れを何度も断られる、いわゆるたらい回しを防ぐために受け入れを2回断られた患者に3回目で必ず対応する救急受け入れ病院を、その当時の4カ所から12カ所にふやす方針を決定されたようです。2015年7月には上尾中央総合病院、2016年4月には行田総合病院が加わり、現在12カ所となっていると僕は認識しておりますが、何かちょっと間違いがあったら、後で教えてください。

そこで、要旨2としまして、病院収容所要時間及び受け入れ照会件数について、過去のデータをもとに現状と今後の課題についてお伺いします。

要旨3です。「コードブルー」とか「海猿」とか、そういうものの、僕、大好きでして、特に劇場版なんかで見てしまうと、感動して涙なくしては見られない状況になるものでございます。ドクターヘリやドクターカーについては、メディアやドラマ、映画などで、一般の方もよく見られていることだと思いますが、私も含め市民の多くはその活躍の実態を知らないことかと思います。そのようなことで、今回、要旨3としまして、ドクターカー及びドクターヘリの成果や効果について教えていただきたいと思います。

要旨4、救急車出動の半分は軽症者と言われていますが、軽症者の救急搬送について、当組合の現状についてお伺いいたします。

件名2、新規事業を行う際の手続についてお伺いしたいと思います。何度も伺っていますが、納骨堂設置や粉骨事業等は斎場業務を行っている本組合が県央の広域業務として行うことが最適ではないかと、私は個人的には思っております。しかしながら、市で取り上げると組合に聞いてくれ、組合で取り上げると市に聞いてくれという、そういう空気満載で、なかなか前には進まないところです。

そこで、今回、要旨1としまして、納骨堂設置や粉骨事業等の新規事業を検討する際は、どのような手續が必要かについて教えていただきたいと思います。

要旨2としまして、正副管理者での協議についてですが、やはり3市の合意が必要ではないかなと思っております。納骨堂については、諏訪議員とともに何度も提案させていただいているが、その後、正副管理者間で何らかの協議をされていただいているのかについてお伺いしたいと思います。

件名3、みずほ斎場のLED化スケジュールについてお伺いします。民間の感覚で考えると、電気代の削減や器具の長寿命化、これが間違いなく見込まれる更新工事でありまして、費用対効果と損益分岐点を明確にした後に予算をとり、素早く工事するべきものと考えておりますが、組合の事業としてはなかなか難しいようで、毎年の予算の中から更新していくかなければならないところを重点的に順次計画的に更新されているようです。

要旨1としまして、平成30年度7月の定例会で同じような質問させていただきました。その7月定例会で答弁していただいているが、その後の経過についてお伺いいたします。

以上で1回目終わります。よろしくお願いします。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

岡田救急課長。

[岡田正夫救急課長登壇]

岡田正夫救急課長 件名1、要旨1から要旨4について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。当消防本部の救急出動件数ですが、平成28年中は1万924件で、搬送人員9,710人、平成29年中は1万1,359件で、搬送人員1万146人、平成30年中は1

万1,617件で、搬送人員は1万318人で、増加傾向となっております。

覚知から現場到着までの現場到着所要時間についてですが、平成28年から平成30年中は、各年とも平均で6分54秒となっており、横ばいの状況が続いております。平成30年中の埼玉県平均が8分30秒となっており、県平均より早く現場に到着している状況ですので、今後もこの現場到着所要時間を維持することに努めてまいります。

次に、要旨2についてお答えいたします。初めに、覚知から医療機関収容完了までの病院収容所要時間についてですが、平成28年中は平均42分48秒、平成29年中は平均42分42秒、平成30年中は平均40分42秒となり、年々短縮傾向にあります。平成30年中の埼玉県平均が43分36秒でありますので、時間短縮が図られている状況となっております。

次に、傷病者の受け入れを医療機関に依頼する受け入れ照会件数についてですが、平成25年中は平均1,76件でしたが、埼玉県が平成26年に開始したタブレット端末を利用した埼玉県救急医療情報支援システムにより診療科目的確認が容易になったことや、平成27年に開始した傷病者を断らず受け入れる搬送困難事案受け入れ医療機関支援事業等実施したことにより、平成28年中は平均1,43件、平成29年中は平均1,44件、平成30年中は平均1,43件で、平成25年中と比較すると減少している状況です。平成30年中の埼玉県平均が1,37件であることから、ほとんど差がない状況と考えております。今後も、病院収容所要時間の短縮や受け入れ照会件数等の改善に努めてまいります。

次に、要旨3についてお答えいたします。初めに、ドクターカーについてですが、平成28年4月1日から、さいたま赤十字病院において、24時間365日、医師と看護師が救急現場に向かうドクターカーの運用を開始しております。その後、平成29年12月1日から自治医科大学附属さいたま医療センターにおいても、ドクターカーの運用を開始しており、運用時間においては平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっております。ドクターカーを要請して、医師と合流した件数ですが、平成28年中は141件、平成29年中は205件、平成30年中は249件となっております。この3年間の合計は595件であり、重症以上の傷病者は309人、51.9%で、約半数となっております。

次に、ドクターヘリについてですが、埼玉県では平成19年10月26日から運航を開始しており、運航時間は午前8時30分から日没30分前となっております。ドクターヘリは、要請から5分以内に出動し、県内の最も遠い地域にも20分以内に到着することができます。ドクターヘリを要請して医師と合流した件数ですが、平成28年中は30件、平成29年中は35件、平成30年中は61件となっております。この3年間の合計は126件であり、重症以上の傷病者は83件、65.8%で、6割強となっております。

ドクターカー、ドクターヘリが運用開始されてからは、119番入電時や救急隊が傷病者に接触した際、重症傷病者であると判断した場合には、早期に出動要請をして、医師と看護師が救急現場に出動する体制となりました。この効果といたしましては、救急専門医が重症傷病者を早期に診察した上で救命救急センターなどへ搬送することにより、より高度な治療が速やかに開始されていると考

えます。

次に、要旨4についてお答えいたします。救急搬送された傷病者を診察した医師により、入院を要しないと判断されたものを軽症といいます。当消防本部の軽症傷病者の割合ですが、平成28年中は、搬送人員9,710人中4,866人、50.1%、平成29年中は搬送人員1万146人中4,780人、47.1%、平成30年中は搬送人員1万318人中4,891人、47.4%となっております。埼玉県の軽症傷病者の割合は51.9%であり、比較しますと軽症傷病者の割合はやや少ない結果となっております。

なお、入院を要するか否かについては、医師の診察結果により判断されることから、119番通報を受けた場合は、救急出動して適切な医療機関へ搬送するよう努めております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 田中副参事兼総務課長。

[田中啓文副参事兼総務課長登壇]

田中啓文副参事兼総務課長 件名2、要旨1、要旨2について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてですが、納骨堂設置や粉骨事業に限らず事業を新規で考える際には、まず前提として、市がその事業を広域で行うことが適当であるか、実質的に協議し、組合3市で行う場合は、3市の共通認識が必要であり、3市長の意思決定をもとに、各組合市の職員をメンバーとする作業部会や任意の協議会等を設置していただき、さまざまな調査研究を重ね、その新規事業を広域でどのように実施することが適当であるか、検討していただくこととなります。その結果、当組合で実施することが適当であるとの結論が出た場合は、各組合市の議会の議決を経て、知事の許可により組合規約の共同処理する事務を改正することとなります。

次に、要旨2についてですが、9月30日開催の正副管理者会議において、墓地、納骨堂設置について協議され、次の3点が墓地等に関する方向性として正副管理者の間で確認されました。

1点目は、当組合においては、組合規約に定められている消防、救急、斎場の運営等の事務が共同処理する事務であることから、墓地、納骨堂の設置については含まれておりません。当組合で墓地や納骨堂を設置する場合は、組合規約の共同処理する事務の変更についてを各組合市の議会での議決を経て、知事の許可が必要となること。

2点目は、墓地や納骨堂については、既存の宗教法人や靈園等を運営する民間事業者が、合葬から一般墓所までさまざまなプランを提示しております。こうしたことから、民間でできることは民間で担っていただきたいということ。

3点目として、各組合市は、人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化、福祉サービスや社会保障関係費の増大など、財政面において多くの課題を抱えております。当組合で墓地や納骨堂について共同処理するのであれば、各組合市の課題として共通認識と意思決定が必要であること。

以上の3点が、墓地や納骨堂設置に関して、正副管理者会議において確認された事項でございます。

続きまして、件名3、要旨1についてお答えいたします。県央みずほ斎場は、平成10年4月の開設から21年が経過しており、照明器具類につきましても、経年劣化や故障により部分的修繕及びLED照明への移行を行っております。平成30年度は、第2式場と式場控室側廊下の一部及び非常用照明をLEDに改修いたしました。今年度は、斎場事務室及び第1式場の照明器具をLEDに改修する予定です。令和2年度につきましては、式場控室側廊下及びホワイエ部分をLEDに改修する予定で、令和3年度につきましては、式場控室、エントランスなどを予定しております。

当組合では、今後とも照明器具の状態を確認しながら、順次計画的に高い省エネ性能を持つLED照明への移行を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長　日高英城議員。

14番　日高英城議員　一通り答弁、ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、件名1、要旨1についてですが、ご答弁によりますと、緊急出動件数は、本組合管内においても増加傾向とのことです。現場到着時間は、地理的条件や渋滞などのハンディもあると思いますが、全国で8.6分、直すと8分36秒程度でしょうか。県平均で8分30秒、本組合では6分54秒と、1分半以上早くなっているということで、高成績なのかなと思います。ぜひ引き続きご尽力くださいるようお願いいたします。

それと、要旨2につきましてですが、組合内での今度病院収容時間についてですけれども、前年比より2分ほど短縮され、40分42秒ということで、県の平均が43分36秒。県の平均よりも3分ほど早いという高成績、これもすばらしいことだと思います。しかしながら、冒頭で申し上げた「平成30年版救急・救助の現況」によると、全国平均は39分18秒なのです。これに比較すると、1分24秒、1分半ぐらい長くかかっているということになってしまいます。それで、先ほどの現場に到着するのが1分30秒、国より早いと。トータル、通報を受けてから病院に搬送するまでの間は1分半ほど遅いと。ということは、現場から病院に搬送するまでは3分ほど遅くなるという計算になってしまふのです。この辺のことについて、いろんな条件もあろうかと思いますが、ぜひしっかりと分析していただいて、1分でも早く到着していただいて、一人の命を守っていただきたいなと思っております。

それとまた、受け入れ照会件数については、国は受け入れ照会回数4回以上ということを基準に考えているようです。そういったことで、この1.37件というのは、いいのか、悪いのか。恐らくすばらしい数字かと思うのですが、ちょっと打ち合わせ不足で申しわけないのですけれども、2015年に上尾中央が、2016年に行田総合病院が緊急受け入れ病院として参入されました。それ以前のデータと現在のデータと比較して、どのくらい改善されたのかについて、数字も絡むことなので、これは後日で結構ですから、ご報告いただければなと思います。よろしくお願いします。

それと、ドクターカーは一生懸命頑張っているなという形で、ありがとうございました。

要旨4についてですが、ことしの8月から9月にかけて、たまたま居合わせまして、2度ほど東分署の救急隊にお世話になりました。1件目は、若者が、これはお酒か心身か、何かわからないのですけれども、大暴れしていました過呼吸状態に陥ったと。結果的には救急隊も警察も来ていただいて、警察の方が両手、両足抱えて、どこに連れていったか、僕はその後は知りません。そういう状況。

2回目は、夜中に一人でいたおばあちゃんが、隣のお宅にピンポンと助けを求めてきた。ピンポンされたほうも、わけわからなくて、日高さん、ちょっと来てくれと言われて、見に行ったのですけれども、嘔吐したにおいがかすかにある。ぐったりとして動けない状況だったので、これで救急車呼ぶのかな。2件ともそうですけれども、一瞬やっぱり迷いました。結果的には、最初の方はわかりませんけれども、おばあちゃんのほうは心臓の疾患で、約2週間ぐらい入院されたと聞いています。呼んでよかったですなど。簡単に素人判断で呼ばないのもいかがなものかということで感じところでです。

しかしながら、中には、心なくタクシーがわりに使っているような事例も、マスコミの中では報道されることが過去にはよくありました。ほとんどの方は、救急車を呼ぶべきか、自分で行くか、一晩様子見るかということを迷いながら、結果、救急車を呼んで、結果的には軽症でよかったですということが、この2分の1の人たちであると思いますが、消防職員の負担や経費もそうですけれども、減らすために、これは難しいことは思うのですけれども、こういった軽症者搬送を減らすための、例えば 7119の普及やそのほかの対策、あるいは広報活動、その辺のところをどのように取り組まれているのかについてお伺いします。ざっくりで結構です。次、潮田議員が取り上げておりますので、そちらでお聞きしますので。

それと、件名2、通してですけれども、やはりこういった問題は3市の共通認識が必要ではないかなということに尽きるようです。不勉強で詳しいことは存じませんけれども、過去には埼玉県央地域まちづくり協議会なるものがあったと聞いています。当時の北本市の議事録を見ると、そこに墓地のことを提案して検討していくような答弁も中にはありましたけれども、それからどうしたという感じみたいです。また、似て非なる上尾、伊奈を含めたまちづくり協議会もあるようです。その辺が今機能しているかどうかも、僕は正直よくわかりません。ぜひ原口市長、小野市長、三宮市長、並びに構成市議員の皆様におかれましては、必ず到来する多死社会について、しっかりと議論していただき、墓地等の課題、問題に対しても、組合各市の課題として共通認識と意思決定となるようにぜひご返答いただければなと申し上げさせていただき、1つだけお聞きします。

この正副管理者会議、非常に大切な会議になっていると思います。この組合運営に対しては。それで、この会議録とか、素朴な疑問なのですけれども、あるのかどうか。また、開示できるのかだけ教えてください。

件名3は、着々と進められることで、本当であればどかつと予算とて、ばしっとやってしまえ

ばいいのではないかなどと思いますけれども、なかなかそうもいかないようなので、今回は頑張ってください、ありがとうございますということで、2回目再質問を終わります。よろしくお願ひします。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

岡田救急課長。

岡田正夫救急課長 再質問ということで、#7119の普及や他の対策についてですが、管内住民への周知については、#7119PRカードを応急手当で講習会、自主防災訓練及び消防・救急フェアなど消防イベントを開催する際に管内住民の皆様に配布しており、救急車にマグネットシートを貼付し、日常的に行っているところでございます。今後も当組合が発行する「県央だより」への掲載等は、理解しやすくなるよう工夫を図り、行ってまいります。

また、救急車を呼ぶ目安として、平成29年5月に総務省消防庁が開始した全国版救急受信アプリQ助や、令和元年7月に埼玉県が開始した、急な病気やけがの際、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、チャット方式で気軽に相談が可能な埼玉県AI救急相談がございますが、これらも管内住民に周知してまいります。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 田中副参事兼総務課長。

田中啓文副参事兼総務課長 正副管理者会議の会議録はあるのですかというご質問と、また開示できるものですかというご質問についてお答えいたします。

正副管理者会議の会議録は作成しております。開示についてですが、情報公開条例、あと個人情報保護条例とがありまして、開示できないものもありますが、基本的には開示できます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 以上で14番、日高英城議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)

(開議 午後 1時00分) ◇

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

初めに、春山参事兼事務局長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

春山参事兼事務局長。

春山一雄参事兼事務局長 それでは、行政報告の訂正をさせていただきます。

けさほど、ご報告しました千葉市内で開催予定の緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練でございますが、台風19号の関係で、本日午前中に中止の連絡が入りましたので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

金澤孝太郎議長 ただいまの発言の訂正の申し出については、ご了承願いたいと思います。
なお、字句その他の整理については議長に一任願います。

金澤孝太郎議長 それでは、続いて、一般質問、8番、潮田幸子議員の質問を許します。

潮田幸子議員。

[8番 潮田幸子議員登壇]

8番 潮田幸子議員 議席番号8番、鴻巣市選出、公明党、潮田幸子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

10月12日、13日に起こりました台風19号は、甚大な被害をもたらし、この広域の一部事務組合管内でも、床上、床下浸水もあり、また以前、私も一般質問いたしました桶川西分署の周辺も大きく冠水するなど被害が多くありました。全国では77人が亡くなられたとの報道がございます。亡くなられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興、復旧を願うものでございます。

それでは、質問させていただきます。件名1、救急、救命に関する市民への周知についてでございます。約1分半に1回、これは平成30年、埼玉県内で救急車が出動している回数であります。平成30年中の県内救急出動件数は、過去最高の36万945件、最近10年間で2割以上増加しており、今後も増加が見込まれております。一方で、搬送者の約半数が入院を必要としない軽症という現状もあり、この中には症状に緊急性がなくても、交通手段がない、どこの病院に行けばよいかわからないと救急車を呼ぶなど、本来救急車を利用する必要がなかった方もいらっしゃいます。緊急性のない救急通報をなくし、救急車の適正利用を促進することが本来の救急車を必要とする人の救急、救命の使命を果たすことになります。救急車や救急医療は、限りがある資源であります。

今回の台風19号におきましても、情報発信があるかどうか、その情報があることを知っているかどうか、またそれを取得するかどうかが非常に重要であるということを実感いたしました。昨年10月議会でも、本来救急出動を必要としない119番通報問い合わせの防止啓発強化を取り上げましたが、今回も内容としては同じような部分ではございますが、多くあります情報ツールにつきまして、救急、救命に関するそういう情報ツールの活用について伺わせていただきます。

要旨1、# 7119について。事故や病気の場合、緊急の場合は119番電話をすることは、大人も子供も、幼稚園に上がる前の子供でも119番という番号を知っていたりいたします。しかし、# 7119、埼玉県救急電話相談は、まだ十分に認知されていない状況であります。救急車を呼ぶべきかどうか、病院やクリニックに行ったほうがいいかどうか、悩んだときに相談できる場がなく、119番に電話を

する方も多いいらっしゃいます。まずは、#7119にかけることを広げていくことは重要であると考えますが、その周知の取り組みを伺いたいと思います。

要旨2、Web119について。県央広域消防本部では、聴覚障害の方や話すことに困難を抱える方が、携帯電話やスマートフォンを使って簡単に119番通報できるシステム、Web119を開設しております。このシステムで、救急車、消防車の要請ができると知っているだけでも大変に安心につながります。申請は各自治体となりますが、実際はどのくらい利用されているのか。また、この周知の取り組みについて伺います。

要旨3、埼玉県央広域消防本部ホームページの災害発生情報について。救急車や消防車吹鳴、防災無線が聞こえると、誰もが大変に不安な気持ちになります。災害ダイヤルで電話をすれば、音声案内で内容がわかりますけれども、それは有料であります。県央広域消防本部のホームページには、常に災害発生情報が掲載され、リアルタイムで情報提供されております。この埼玉県央広域消防本部ホームページの災害発生情報を構成自治体市民に周知することで無用な不安は取り除くことができ、単純な火事や事故問い合わせのための119番電話もなくすことができると言えます。この周知はどこで、どのように行っているのか、伺います。

要旨4、埼玉県AEDについて。以前に比べAEDの認知度が上がり、あちこちの防災訓練等で体験をする人も多くなってきております。しかし、自分の地域のどこにAEDがあるのか、知らない人も多くいます。埼玉県のホームページには、埼玉県AEDという名称で、県内のAED設置場所が網羅しており、スマホ等で出先であっても、その周辺のどこにAEDがあるのか、一目でわかるようになっております。緊急事態のときに救急車が到着するまでにAEDを使用することで命を救うこともあります。埼玉県AEDの周知について、どのように考えるか、伺います。

要旨5、Q助について。先ほどの質問でも答弁のところがありました。Q助でございます。急な病気やけがをしたときに、病院に行ったほうがいいのか、行くならば救急車を呼んだほうがよいのか。自分で病院やクリニックを受診したほうがいいのか。どのくらい急いで受診したほうがいいのかなどについて、判断することは大変に難しいものでございます。自分の判断の一助になることを目的に全国版救急受診アプリ、愛称Q助があります。とても簡単でわかりやすく、スマートフォンを持っている世代には特に使いやすいものであります。しかし、これもなかなか知られておりません。今ここにいらっしゃる皆さんの中にも、このQ助をスマホの中にダウンロードしている方も、それほどいないのではないかと思います。「県央だより」のバックナンバーを全部見ました。その中にQ助のお知らせは載っておりませんでした。このQ助の周知についてどのように考えるか、伺います。

件名2、みずほ斎場の長寿命化計画について。建物は、完成したその瞬間から老朽化が始まります。どんなに丁寧につくったとしても、経年劣化は免れません。みずほ斎場は、相田武文の設計により、1998年に完成いたしました。彩の国景観賞を受賞した、どこから見てもやわらかな曲線が美

しく、大変に誇れる建物であります。斎場であることを忘れさせる、創造性に富んだすぐれた建物でございます。このみずほ斎場の長寿命化計画について伺いたいと思います。

要旨1、火葬炉の耐用年数と今後の改修計画について。一般的に火葬炉の耐用年数は、20年から25年と言われております。みずほ斎場は、稼働から20年が経過いたしました。火葬炉などの高温の機械は劣化の速度が激しいものであります。長寿命化のためにどのようなメンテナンスを行い、今後の改修計画をどのようにしていくのかについて伺います。

要旨2、建築物及び外構等の改修計画についてであります。鉄筋コンクリートの建築物の法定耐用年数は50年であります。しかし、当然ながら雨漏り、外壁クラック、空調機などの修繕などは逐次必要となります。また、多くの来場者があることから、駐車場、歩道など外構部分についての劣化もあります。こうした建築物及び外構等の改修計画について、昨年度より積み立ては開始をされましたか、改修計画がどのようにになっているのか、伺います。

壇上での質問は以上でございます。

金澤孝太郎議長 順次、答弁を求めます。

小林指令課長。

[小林正士指令課長登壇]

小林正士指令課長 件名1、要旨1から要旨3まで、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。埼玉県が運営している救急電話相談# 7119は、住民が急な病気やけがをした際に、看護師が24時間、家庭での対処方法、受診の必要性などの住民の相談に応じる窓口でございます。

当消防本部の119番通報の中には、救急車は必要ないが、病院を紹介してほしいという問い合わせもございますので、そのようなときには# 7119を案内しており、平成30年中の件数は527件でございました。また、# 7119の周知につきましては、消防・救急フェア、防災訓練、救命講習会にてPRカードの配布や説明、「県央だより」への掲載のほか、救急車へのマグネットシートの貼付など、日常的に行っております。なお、# 7119は、組合市の広報誌にも掲載しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。Web 119は、聴覚障害などで会話による119番通報が困難な方が携帯電話やスマートフォンを使って、簡単な操作により119番通報できるシステムです。このシステムは登録制で、当組合管内では、鴻巣市28人、桶川市17人、北本市25人の合計で70人の方が登録しております。また、Web 119への登録は各組合市で行っていることから、「県央だより」、当組合ホームページへ掲載するほか、組合市のホームページにも掲載して市民の方々へ周知しております。

次に、要旨3についてお答えいたします。当組合のホームページには、管内で発生した火災、警戒、救助、ドクターへリの要請事案などの状況を災害の都度掲載しております。また、熱中症調査期間である4月29日から10月6日までは、救急車により搬送された熱中症傷病者数を毎日8時30分

と16時30分の2回更新し、掲載しております。管内住民への周知につきましては、「県央だより」へ掲載しているところですが、今後は防災訓練時などに配布しているパンフレットにも掲載して、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 岡田救急課長。

[岡田正夫救急課長登壇]

岡田正夫救急課長 件名1、要旨4、要旨5について、順次お答えいたします。

初めに、要旨4についてお答えいたします。埼玉県AEDにつきましては、埼玉県ホームページにAEDの普及啓発、市民用心肺蘇生法の指針及び埼玉県AEDマップ等が掲載されております。AEDの設置状況につきましては、当消防本部管内には、平成31年3月末日現在、鴻巣市に202台、桶川市に124台、北本市に104台の合計430台となっております。

埼玉県におけるAED設置場所の周知につきましては、当組合のホームページから、「埼玉県AED設置状況」を閲覧できるようになっております。また、管内住民への広報については、埼玉県のAED設置場所が確認できるQRコード入りのリーフレット及びPRカードを消防・救急フェア及び自主防災訓練等で配布しております。今後も、管内住民の皆様が集まる消防・救急フェア等でリーフレットやPRカードを配布して周知していきたいと考えております。

次に、要旨5についてお答えいたします。平成29年5月25日から総務省消防庁は、住民が行う緊急性の判断を支援する全国版救急受診アプリQ助のスマートフォン版及びウェブ版の提供を開始しました。これは、急な病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきか判断に迷った場合に、該当する症状を画面上で選択していくと、今すぐ救急者を呼びましょう、できるだけ早目に医療機関を受診しましょう、または、引き続き注意して様子を見てくださいなど、緊急性に応じた必要な対応が緊急性をイメージした色とともに表示され、その後の119番通報や医療機関の検索などの対応も行うことが可能となるものです。当消防本部においては、多くの住民の方にご利用いただけるように、組合ホームページに全国版救急受診アプリQ助の情報を掲載し、救命講習会、消防・救急フェア及び自主防災訓練等での機会を捉えてQ助をPRしております。今後は、「県央だより」に掲載し、より多くの管内住民の皆様に普及啓発してまいります。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 田中副参事兼総務課長。

[田中啓文副参事兼総務課長登壇]

田中啓文副参事兼総務課長 件名2、要旨1及び要旨2について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてですが、火葬炉全体の耐用年数は、火葬炉メーカーの説明では、適正に維持管理することで約30年から40年程度は維持することが可能であると確認しております。火葬炉を構成する設備等につきましては、各部材ごとに耐用年数は異なりますが、主な部材として、火葬

炉を構成する耐火れんががあります。この耐用年数は10年から15年で、当斎場も開設から15年経過後の平成25年から3年をかけて全体積みかえを実施いたしました。

また、火葬炉台車ブロックにつきましては、バーナーの炎によりブロックに焼損が生じ、煙や悪臭が発生することから、毎年、ブロックの取りかえ修繕を実施しております。

火葬炉電気集じん放電・集じん極板につきましては、長期使用による経年劣化により、排ガス中のばいじん等の集じん能力が低下するため、平成30年度から5年計画で5系統の交換修繕を実施しております。

県央みずほ斎場の改修につきましては、平成29年に策定いたしました5カ年計画である第4次県央みずほ斎場施設維持管理等計画に基づき、保守点検の結果を踏まえ、適切な維持管理に努めております。

次に、要旨2についてお答えいたします。県央みずほ斎場は、斎場・火葬場という特殊な用途であり、安定的に継続した施設の運営が求められております。また、今後もさらに高齢者人口の増加に伴う火葬需要の増加や、動物火葬などの利用増加も見込まれることから、施設運営に支障を来すことのないよう計画的に維持管理を行っていくことが大変重要であると認識しております。

県央みずほ斎場の建物等につきましては、開設から21年が経過していることから、各設備では徐々に経年劣化や故障等によるふぐあい箇所があらわれております。具体的には、屋上の防水や空調設備等の大規模な改修工事が今後必要となってまいります。また、外構等の改修につきましては、昨年度に正面玄関前の車寄せ部分の舗装及び動物お別れ室入り口部の舗装が、地盤沈下により段差が生じたため、修繕を実施いたしました。今年度は、斎場入り口付近の低木寄せ植え樹木の植栽及び芝生の張りかえ工事を行います。

こうしたことから、現在、県央みずほ斎場における大規模改修計画を作成しております。また、大規模改修の財源となる埼玉県央広域事務組合斎場施設整備基金を設置し、今年度から毎年3,000万円程度の積み立てを始めさせていただいております。

なお、消防庁舎を含め当組合の公共施設の長寿命化につきましては、平成29年10月に策定いたしました埼玉県央広域事務組合公共施設等総合管理計画に基づいて適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 潮田幸子議員。

8番 潮田幸子議員 丁寧に答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず、件名1のほうで、今までこういった周知のことを質問してまいりました。周知に努めるという答弁を今までもいただいてまいりましたけれども、各構成市の広報紙に掲載依頼を強く依頼できないかという点が1つ。

もう一つ、この件名1の全体になりますけれども、市民への周知を強化する考え、先ほどの各市

の広報だけではなく、さらなる強化する考えがあるのかどうかを伺いたいと思います。

件名2のほうでは、今回、台風19号、大変な被害がありました。この斎場についてはどのような被害があったのか。緊急修繕などが必要なほどのものがあったのか。また、そういったことに対する対応はどのように考えているのか、伺います。

金澤孝太郎議長 小林指令課長。

小林正士指令課長 件名1、要旨1から5については、周知ということですので、一括してお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、各種イベント時のPRやホームページの掲載等は引き続き行っていきます。また、「県央だより」は管内で9万2,000部配布することから、住民への周知方法としては最適と考えておりますので、管内住民の方々が理解しやすいよう内容について工夫をし、掲載していきたいと考えます。

組合各市の広報紙につきましては、掲載できるか問い合わせしまして、対応ができるかどうか、考えてまいりたいと思います。

以上です。

金澤孝太郎議長 田中副参事兼総務課長。

田中啓文副参事兼総務課長 件名2についてのご質問についてですが、みずほ斎場が今回の台風19号で被害があったか。また、その対応についてということでございますが、今回、台風19号でのみずほ斎場の被害でございますが、建物内では火葬炉前ホールで4カ所の雨漏りが発生いたしました。この雨漏りについては、台風の当日待機していた私も確認しております。屋外では、ロータリー付近で小枝の落下と西門横の桜の木が1本傾きました。また、西門付近で、車での走行は可能な若干の道路冠水がありました。

今後の対応についてですが、火葬炉前ホールの雨漏りについては、台風の通過後はおさまっておりますが、昨日、業者と雨漏り箇所の確認と調査を実施し、対応方法について現在検討しております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 潮田幸子議員。

8番 潮田幸子議員 それでは、件名1のほうで再々質問。

いろんなイベントでの強化をする、広報については依頼をするというのがありました。ですから、これは、先ほども言いました119番という番号は子供たちでも知っていたりとかします。Q助という言葉も覚えやすかつたりしますので、子供も含めた周知、学校であるとか、幼稚園とか、保育園とか、学校とかも考えた子供たちへの周知について、何か考えがあればと思って伺いたいと思います。

件名2のほうでは、今、業者のほうでやるというふうな話がありました。でも、今回だけではなく

く、今後、この大規模改修は、恐らく今まで計画の中にあったもの、計画の中にもあったと思うのですけれども、そうではなかったものが今回だったのではないかというふうに思うのですが、今後、今回の台風も考えて、今考えてきた改修計画で大丈夫なのかどうか。もう少し考える必要があるような状況だったのかを伺いたいと思います。

金澤孝太郎議長 小林指令課長。

小林正士指令課長 件名1のほうの子供たちのほうへの周知などですが、いろいろな課題があると思いますので、何ができるか、これから研究してまいりたいと思います。

金澤孝太郎議長 田中副参事兼総務課長。

田中啓文副参事兼総務課長 今回の被害についてですが、今まで屋上の防水については大規模改修ということで計画をしていたところでございます。改修に当たりまして、アスベストが出たというところで、現在、とまっているところですが、部分的には改修をして、長期的に使っていけるよう今後も最善の方法を総合的に検討して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 以上で8番、潮田幸子議員の質問を終結いたします。

続いて、15番、諏訪善一良議員の質問を許します。

諏訪善一良議員。

[15番 諏訪善一良議員登壇]

15番 諏訪善一良議員 それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、件名1、埼玉県央広域事務組合の業務に対する今後の姿勢全般について、正副管理者にお伺いをいたします。

要旨1、台風15号における千葉県の被害状況、これはほぼ、ちょうど1ヶ月たったと思うのですが、及び災害対策について、安全安心の見地よりどう受けとめ、またどう感じられましたか。これは通告したときは15号だったのですが、ご承知のとおりこの12日、13日、かなり大きな台風が、真正面とは言いませんけれども、来ています。今回、当地域も水が上がってきたところもございます。これも含めまして、できれば正副管理者としてどのような指示、また行動をしたのかも含めて、ご答弁いただければありがたいかと思っております。

要旨2、桶川西分署について、その後の方向性、検討状況を伺います。これは、今回で6回目にならうかと思っております。また、ことしの猛暑対策につきましてはどう対応されましたか。西分署につきましては、今回の台風、それから前回もそうだと思うのですが、前の、あそこは旧県道というのでしょうか、上尾との境ですが、まず水につかって、かなり危なかったのではないかと思います。今回も西分署はサンアリーナのほうに避難したのかなという部分も含めてご報告いただければと思います。

また、ことしの猛暑、格別の猛暑でございました。これに対して、ちょうど西側を向いておりま

す、西分署。まさに真正面から太陽が差してくるわけなので、やっぱり職員の皆さんのがん維持の問題、先ほど質問も出ておりましたけれども、私は最重要だと思っています。どのような対処を今回されたのでしょうか、お伺いするものでございます。

次に、要旨4、墓地等（粉骨処理を含む）を検討することについて、再度お伺いいたします。これは、前回の質問におきましても、再質問につきまして原口管理者のほうから、しっかりと正副管理者の中で協議をしてという答弁をされております。その後につきまして、どうなったかをお伺いするものでございます。

要旨1、墓地等を広域的に設置することについて伺います。この墓地につきましても、この斎場ができる以前の北本市議会の事情といいますと、斎場と同時に墓地の問題が取り上げてあったことの記録も出ております。幸いといいましょうか、この平成7年当時、原口管理者は消防議員でもあったし、またその後には、桶川市の小野市長も消防議員であり、これに対するその他の議論も当時はあったかと思うのですが、できれば、おのの立場で結構でございますので、ご答弁いただければと思っております。

要旨3の（2）、公園墓地構想の今後の具体化に向けた取り組みについてでございます。北本市も、今から50年前から相当人口ふえていまして、そのころの若い人たちが今は既に70を超えてきて、先ほど日高議員が指摘しましたように多死社会になりつつあります。田舎を出てきて、多くは北本市や、また鴻巣、桶川、この地域に多く住んだ時期ではないかと思っています。そういう人たちの一番の不安を感じているのは、やはり子供たち、孫たちにそうした負の部分を残さないで、迷惑かけたくないという負担感はあるのだと思っています。その辺につきましても、できれば公園墓地等の構想について、ぜひ斎場の延長線上で粉骨の問題、それから公園墓地の問題、最近よくチラシでも入っていますけれども、例えば樹木葬の問題、合葬の問題、この辺につきましても、私の場合、多岐にわたる質問ではございますけれども、その辺につきまして、正副管理者として、立場は異なる部分はあろうかと思いますが、ご答弁いただきたいと思うところでございます。よろしくお願ひをいたします。

金澤孝太郎議長 順次、答弁を求めます。

黒沼副参事兼警防課長。

〔黒沼浩二副参事兼警防課長登壇〕

黒沼浩二副参事兼警防課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

9月9日月曜、午前3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に強い勢力で千葉市付近に上陸した台風15号により、関東地方南部を中心に猛烈な風及び雨となりました。特に千葉市で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルを観測するなど、多くの地点で観測史上1位の風速を観測するなど記録的な暴風となり、9月30日現在……

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

金澤孝太郎議長 はい。

15番 諏訪善一良議員 私の一般質問は、正副管理者につきまして姿勢を聞いているのでありますて、先にその答弁をお願いいたします。議事進行を協議ください。お願いします。

金澤孝太郎議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時37分)

(開議 午後 2時34分) ◇

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その内容について議会運営委員長よりご報告願います。

議会運営委員長。

[新井孝雄議会運営委員長登壇]

新井孝雄議会運営委員長 先ほど諏訪議員の質問の中で、正副管理者に対してどう感じられましたかというような内容の質問がございました。このことで、一回中断しましたけれども、先ほど議運を開かせていただき、その質問については、組織で対応する、県央広域事務組合という組織で対応するため、個人の感想は差し控える。今回は、1回目の答弁は事務局で答弁をさせていただき、再質問で管理者に答弁を求めるこことについては差し支えないというようなことに議運で決定をいたしました。

なお、先ほど答弁が途中になりましたので、1回目の答弁から始めるということになりましたので、よろしくお願いをいたします。

金澤孝太郎議長 それでは、件名1の要旨1について、黒沼副参事兼警防課長より答弁をお願いいたします。

[黒沼浩二副参事兼警防課長登壇]

黒沼浩二副参事兼警防課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

9月9日月曜、午前3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に強い勢力で千葉市付近に上陸した台風15号により、関東地方南部を中心に猛烈な風及び雨となりました。特に千葉市で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルを観測するなど、多くの地点で観測史上1位の風速を観測するなど記録的な暴風となり、9月30日現在、1都7県において、死者1人、負傷者147人、住家被害は全壊119棟、半壊1,425棟、一部損壊2万3,537棟の被害が発生いたしました。

このほか、ライフラインの被害では、暴風雨や飛来物による配電設備の故障により最大約93万4,900戸が停電し、その復旧には大規模な倒木や道路陥没、土砂崩れ等により、当初の見込みを上回る日数を要しました。また、固定電話や携帯電話等の通信機能の途絶や水道の断水もあり、これらの復旧にも倒木などが影響を与えました。交通面では、倒木が鉄道の運転再開に大きく影響し、多

くの利用者を駅において足止めしました。成田空港では、高速道路の通行止めや鉄道運休により空港利用者のアクセスに支障を生じさせました。

住家被害では、屋根や外壁の応急処置としてブルーシートを張る作業に自衛隊、消防団員や消防職員なども動員されることとなりました。千葉県内の消防本部では、台風15号での災害出動といたしましては、台風襲来時には強風による転倒、トタンやガラスの破損による負傷、台風襲来後には、屋根、脚立等からの転落、倒木の伐採による負傷などの救急出動がありました。なお、火災及び救助の出動はなかったとのことですですが、ブルーシートを張る作業、道路の通行障害となっている倒木の除去作業がありました。これらのほか、119番通報のふくそうにより一時的につながりにくい時間帯があったこと、携帯電話の不通により救急隊が行う病院収容交渉をNTTから借用した衛星携帯電話で行ったこと、有線電話、ネットワーク回線の障害により署所への通信が不通となり、バックアップの無線回線で対応したこと、長期間の停電を自家発電で対応したことなどがありました。

当消防本部といたしましては、今後とも台風を初めとする災害などの影響が最小限となるよう必要な対策を講じるとともに、災害が発生した場合は管内住民の生命、身体、財産を守るための活動を着実に遂行できるよう努めてまいります。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 野本消防長。

[野本照夫消防長登壇]

野本照夫消防長 件名1、要旨2についてお答えいたします。

桶川西分署の方向性、検討状況でございますが、本年8月に担当者間で桶川市の消防力、救急力に関する意見交換を行いました。その内容といたしましては、県の河川整備の考え方、江川の改修工事状況、近年の気象状況、消防力の整備指針などの観点から、消防活動拠点としての桶川西分署について協議を行ったところでございます。今後とも桶川市と協議を継続してまいります。

また、猛暑対策についてですが、昨年の7月に桶川西分署庁舎の空調設備の改修を行ったほか、夏場の西日対策として、今年度も職員が日よけシートを張り、暑さへの対策をとっているところでございます。このことから、現在、職員から桶川西分署は特に暑いという意見はない状況でございます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 春山参事兼事務局長。

[春山一雄参事兼事務局長登壇]

春山一雄参事兼事務局長 件名1、要旨3の(1)及び(2)につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

超高齢化社会の到来により、お亡くなりになる方は今後大幅に増加するものと認識をしているところでございます。

過日、公営墓地や納骨堂を当組合で設置することについて、正副管理者会議におきまして議題とし、次の3点が確認されました。

1点目は、一部事務組合である当組合で墓地等を設置する場合は、組合規約の変更をすることとなり、各組合市の議会での議決並びに県知事の許可が必要となります。このためには、事前に各組合市の実質的な協議が必要であり、その前提になるのが、墓地等を広域で設置することについての共通認識でございます。

2点目は、民間でできることは民間で担っていただきたいということでございます。管内には、多くの宗教法人や靈園等を運営している民間の事業者が存在し、新聞折り込みやダイレクトメールなどにより、合葬から一般墓所までさまざまなプランを提示して、事業として展開しております。

3点目は、各組合市は、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化、福祉サービスや社会保障関連費の増大により、財政面においても多くの課題を抱えております。各組合市の事情は、墓地等の状況を含め、そこに住む住民が異なることから、課題も違つてまいります。

以上のことから、正副管理者会議におきまして、当組合が墓地や納骨堂等を設置する状況にないとの方向性が確認されたところでございます。

以上でございます。

金澤孝太郎議長 諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 まずもって、私のほうは、ここにも件名で通告してありますように、正副管理者にその姿勢を伺っているのが大前提でございまして、こうして管理者、副管理者がいらっしゃるにもかかわらず答弁いただけないというのは甚だ不満でございます。議会において通告したものに答えない、こうした姿勢が、私は大体にどうなのだろうと思います。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

15番 諏訪善一良議員 私としましては、まず姿勢は管理者でしか示せないと思っていますので、そして細かい点は各担当もやむを得ないと思っています。

では、引き続き……

〔何事か言う人あり〕

金澤孝太郎議長 秋谷修議員。

10番 秋谷 修議員 諏訪さんね……

15番 諏訪善一良議員 1対1なので、ちゃんと前を見て言ってください。

10番 秋谷 修議員 諏訪さんに対して、諏訪さんが言っていることに対して、私は議事進行しているのだから。諏訪さんに言うよ。組合はみんなお互い今までやっているから、余り露骨なことは私は言いたくないけれども、例えば正副管理者のあり方とは、万々が一、管理者に何かあつたら副管理者がというのが本来の組織でしょう。正副管理者が3人そろっているから3人になんていうのは、県央広域に対する質問のやり方としておかしいですよ、どう考えたって。万々が一、管理者に何か

あれば、そのときは副管理者が答えるでしょう。

15番 諏訪善一良議員 答弁するの。

10番 秋谷 修議員 そういう答弁求めるのではない。そういう意味合いだったらわかる。でも、違うではないか、言っていることが。不満だなんて言ったって、しっかりと打ち合わせもしないで、話にならないではないですか。

15番 諏訪善一良議員 打ち合わせしています。

10番 秋谷 修議員 管理者に打ち合わせしましたか。

15番 諏訪善一良議員 しました。

10番 秋谷 修議員 管理者とアポとって打ち合わせしましたか。

15番 諏訪善一良議員 いや、管理者は打ち合わせに来ません。

10番 秋谷 修議員 してないではないですか。

15番 諏訪善一良議員 管理者。いいですか、あえて発言させてください。

金澤孝太郎議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時44分)

(開議 午後 2時45分) ◇

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 それでは、再質問という形でもって、今回はということでございますので、あえて2回目で管理者のほうに質問させていただきます。

今、黒沼担当者、また野本消防長、そして春山参事からの答弁があったわけでございますが、私のお伺いしているのは、この要旨におきましては、まず前段として、こういうような災害につきまして、安全安心の見地より、どう管理者として受けとめられて、どう判断をしたのかということです。

また、副管理者等も含めまして、副管理者につきましては、おのとの地域がありますので、またその違いと対処もあった、判断もあったのかなと推察するものでございまして、その地域、地域のことにつきましても含めて、その判断を含めてご答弁いただきたいと思います。

また、特に今回は、ここにも書いてありますのは、台風15号ではございましたけれども、つい先日の台風19号、これも12日、13日に甚大なる当地域における被害も出ているわけでございます。市民の安全安心は、まず多くの市民は消防署、そして今回も多くニュースに流れていますが、自衛隊等にそのような期待を持って、また援助ももらっているところでございます。このようなことも含めまして、あわせて管理者としてご答弁いただきたいと思うところでございます。

次に、要旨2の西分署についてでございます。これも前回の質問でも原口管理者は、正副管理者

の中でしっかりと協議をさせていただくと、こういう答弁されております。このしっかりとという言葉を全部で10回も答えていただいている。そのしっかりとした協議の中身について、管理者としてどうお考えになったのか、このようにお伺いさせていただきます。

要旨3、墓地等を検討することについて再度伺いたい。これは粉骨処理を含むということでございます。私は、はつきり言って、粉骨処理につきましては、多くの市民はそういう場所、業種も知らないと思うのです。だから、管理者として、または担当といたしまして、どのような業者がどこにあるのかということを、やはり情報を市民に対して提供という立場からも掌握しておくべきだと思ってますが、掌握しておりますか、お答えいただきたい。

一番冒頭に申し上げましたように、原口管理者は平成7年、当消防組合の議員も務められたわけでした、当時も含めて、先ほども申し上げましたように、北本市議会の議事録によりますと、その前後におきまして、墓地の問題も北本市から多く提起したように記録がされております。それについてはいかがでしょうか。記憶の限りにおいてご答弁をいただきたいと思っております。

次に、公園墓地等の構想の今後の具体化に向けて、今、春山参事からですか、3つ答弁がございました。まず1点目、協議ですね。正副管理者、当組合での協議はどうなっているのかと思っております。

2番目としては、民間の事業であるではないかと言っていますが、例えば保育行政につきましても、いわゆる公的な保育行政もあるし、民間的な保育行政もあるけれども、絶大なる信頼を市民が置いているのは、やはり公的な施設だと思っています。それは、価格、設備等々も含めてだと思っています。そういう面においては、必ずしも民間がやるからいいのだではなくて、行政もしっかりとその辺を捉えておくべきだと考えていますが、その辺を管理者としていかがお考えでしょうか。ご披瀝ください。

私としましては、ここにも書いてありますように、また先ほど日高議員のほうも同じような趣旨で質問もしてあったわけですが、私も何度かの質問でございます。含めてご答弁をいただきたい。

また、今回の19号の台風、また15号の台風につきましても、北本市は北本市で異なる事例もあると思っています。また、桶川市は桶川市で異なる事例もあったろうと思うし、鴻巣市は鴻巣市で事例もあったのではないかと。例えばですが、これも聞くところによりますと、桶川、鴻巣の境に、荒川の縁だと思うのですけれども、施設があって、何か被害もあったようです。もしかしたらP C B関係のものでもあったのではないかと聞いておりますけれども、その辺につきましては、多分鴻巣地内の問題ですから、一番、原口管理者がよく知っているところだと思いますが、これについて認識があつたら、それも含めてご答弁いただきたい（「今の質問に対して、諏訪議員の最後の質問は、要旨3の（2）の公園墓地構想、今後の具体的な取り組みについての質問ですから、最後のお話はちょっと質問とかけ離れているということなので削除してください」「はい」との発言あり）。

以上、2度目の質問させていただきました。以上です。

金澤孝太郎議長 今の質問に対して、諏訪議員の最後の質問は、要旨3の（2）の公園墓地構想、今後の具体的な取り組みについての質問ですから、最後のお話はちょっと質問とはかけ離れているということなので、削除してください。

15番 諏訪善一良議員 はい。

金澤孝太郎議長 答弁を求めます。

原口管理者。

原口和久管理者 それでは、再質問にお答えいたします。

最初の台風15号の関係でございますけれども、あわせて19号。15号については、千葉県内を中心 に大変な被害、私もこの被害に遭われた皆さんに心からお見舞い申し上げたい、そのように思って おります。これらを教訓にすること、大変重要でございます。

また、今回の台風19号につきましても、静岡から関東、東北と広範囲にわたりましての大変なる 被害をこうむったところであります、これらについても埼玉県も同じように非常に甚大な被害が あったということでございます。これらを当然教訓にしていくということは大変重要でもございま して、この台風についてもそうなのですけれども、埼玉県央広域消防本部この本来の役割、目的と いうのは、やはり我が桶川、北本、鴻巣、3市の地域の住民の皆さんの生命、身体、財産、これら をしっかりと守る。これが最大の使命でございます。今後、この部分について、当然しっかりと活動 していくことも重要でございますし、また3市との連携を密にしながら、しっかりと応援をさせてい ただく、支援をさせていただく、そういう体制づくり、当然県央広域消防本部の中での役割でもあ ります。これらも消防長を中心に全職員、当然、みんな一つの目標に向かっての取り組みを進めることは重要でありますので、今後におきましてもこの災害対応というものを進めていかなくてはい けない、そのように心を強くしておるところでもございます。

それと、2点目でございますけれども、桶川西分署でございます。先ほども消防長が答弁したよ うに、現在、桶川市としっかりと協議を進めていくこと、これが何より埼玉県央広域消防本部では 重要であろうというふうに思っておりますので、今後におきましても継続的に協議を進めてまいり ます。

3点目の墓地あるいは粉骨処理等でございます。この部分について、議員のほうで、私もこの議 会の議員をしておったときもありますけれども、その当時のなかでの議員としての議論をしたとい うことを記憶には今現在ございません。そして、先ほども答弁したように、正副管理者会議の中で、 これらについてはまだまだ時期尚早だろう。今の状況では設置は難しいということで、先ほど答弁 をいたしましたけれども、そのとおりの正副管理者会議での結論に至っておるところでございます。

以上です。

金澤孝太郎議長 再々質問はございますか。

諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 では、まず要旨の1、2、伺いますけれども、ちょっとさっき質問したと思いますけれども、答弁がなかったかと思いますが、どのように判断して指示をしたかということです。確かに今答弁の中で、消防長を中心にと言っておりますけれども、現場の中心は確かに消防長だと思うのです。しかしながら、これは管理者という立場でどのように判断をして、そしてどのように行動されたのかということを伺っているわけでございまして、それについての答弁が漏れていますかと思いますが、いかがでしょうか。先に答弁ください。それで、3回目いたします。

金澤孝太郎議長 再々質問はそれでよろしいのですね。

15番 諏訪善一良議員 答弁漏れです。

金澤孝太郎議長 答弁漏れですか。

原口管理者。

原口和久管理者 当然台風に備えることというのは大変重要でもございまして、私も消防長に万全の体制の中で準備をするように、そして、くどいようありますけれども、管内の住民の生命、あるいは身体、財産を守る、これらのしっかりした対応するように指示をしたところであります。

金澤孝太郎議長 諏訪善一良議員。

15番 諏訪善一良議員 では、3回目、質問させていただきます。

今回、この15号、また19号、そして特に19号の場合は、当地域、まさに甚大な被害を受けたと思うのです。私たちは同じ地域の者として、鴻巣市はどんな状況だったのだろうか。多分荒川の端に近い部分では水も上がってきたのではないかと。また、西の地域におきましても、いわゆる元荒川系でございますけれども、どうなのだろうか。そのような情報を、さっきも言いましたように、市民、そして議会にも管理者として情報の収集、またその説明があつてもしかるべきだと思うのですが、それにつきまして、わかる範囲で管理者から、そもそも細かい点があるならば担当者からご答弁いただきたいと思います。

それから、要旨2についてでございますが、要旨2は、答弁につきましては、いわゆる空調設備等の話がございました。ただ、私の経験上から言うと、どうも西側の窓のあるところというのは、今の答弁のようなものではなくて、今回は相当な猛暑でございました。私ごとにはなりますけれども、たまたま西向きの部屋がございます。私の事務所ですか。日が当たると、当たらないでは相当の違いがございます。前のときもご提案したのですけれども、例えば日を遮る幕なんかを張ったらどうだろうかと提案させていただいたと思うのですが、実質的にはそのような点は捉えていたのでしょうか。今回、聞きますと、空調機と、それから西側に対する何らかの活動はとてくれたようですが、やはり現場を見ないとわからないのではないかと思うのです。西分署につきましては、それだけではなくて、あそこには江川が流れているのです。それで、以前にも写真を掲示してお見せしましたように、今回のことはどのように管理者は状況を掌握しておりますか。そして、それに対しては具体的にどういう指示をして、どういうふうになったのでしょうか。

この辺につきましては、幸い副管理者として小野副管理者がおいででございますので、地元から出ている副管理者おりますので、できればあわせてご答弁いただければと。

また、サンアリーナのほうに事務所を移転したのでしょうか、していないのでしょうか。それはどういう経過になったのでしょうかということでございます。これにつきましては、原口管理者、そして小野副管理者にもご答弁をお願いいたします。

それから、要旨の3番です。今の先ほどの答弁だと、どうも時期尚早という内容であったのですが、私は、また先ほど答弁の中にありましたように、多死社会に向かう部分において、この20年間、当組合ができて24年目ですか、大きく変わってきていると思うのです。そういうような市民の要望、ある面においては、シニアの方々の80%がこのお墓の問題等には悩んでいるそうでございます。そういう点を踏まえて、時期尚早ということなのだけれども、単なる時期尚早ではなくて、具体的に答弁していただければありがたいと思います。

特に私たちの場合、北本市はその中でも急速に高齢化が進んでおり、そして少子化も進んでおります。そういう面におきましては、当地域3市の中では年齢構成的にも一番急速に高齢化していると思っています。ある面においては、先ほどの日高議員の質問ではないけれども、多死社会をいち早く迎えていくことになると思います。それにつきましては、原口管理者、斎場の管理者として、また北本市の三宮副管理者からもご答弁いただければと思っております。

以上にて3回目の質問とさせていただきます。以上です。

金澤孝太郎議長 諏訪善一良議員に申し上げます。

先ほど、今回の要旨2の桶川西分署のご質問については、先ほど議会運営委員会で、正管理者のほうから答弁をいただく。また、ないしは、これは西分署のことでございますから、野本消防長ないしは桶川消防署長のほうからご答弁いただいてよろしいですか。

15番 諏訪善一良議員 はい、結構です。

金澤孝太郎議長 わかりました。

要旨3についてもよろしいですね。これも春山参事兼事務局長から答弁をいただくようになります。

原口管理者。

原口和久管理者 では、3回目の質問に対する答弁をさせていただきます。

3市のそれぞれの状況ということあります。これは当然それぞれの市のほうで災害対策本部を設置されたということを聞いておりまして、それらとこの消防本部との連携を密にしながら、しっかりと対応ができるような体制づくりをした、そういうわけであります。その中の地域の個別案件については、私も承知はして、幾らかはわかるのですけれども、おおざっぱな部分ということでありますので、詳細については担当のほうから説明をさせますけれども、そういう状況の中で、やはり先ほども言いましたように、この3市と連絡を密にしながらの災害対策というもの、災害の状

況での活動をするということは大変重要でございますので、そういうことで地域の安心安全を訴えていく、そんな取り組みをしていければ、そのように思っております。

それと、桶川の西分署についてでありますけれども、もちろん先ほども消防長が答弁したように、職員の皆さんの健康管理というのは大変重要であります。そういう中では、それぞれの対応をしておりまして、現在のところ良好な職場環境だということを伺っておりますけれども、詳細については消防長のほうから答弁をさせていただきます。

それと、3点目の公園墓地構想でございます。先ほど時期尚早ということで、私、申し上げてしましましたけれども、少しこれは訂正をさせていただければと思います。正副管理者会議でこの会議をしながら、現在のところ設置する状況にないという方向性を出しておりますので、今後においての検討というのは、もうしないということでございます。

そういう中で、一つ申し上げさせていただきたいのですけれども、県のほうで、県の企業局のほうで県営メモリアルパーク構想というのがございました。これは3年ぐらい前だったと思いますけれども、これは埼玉県内に2つぐらいの公営墓地をつくりたいというようなこともあったのですけれども、ある程度、調査費まで予算にのせたそうなのですが、その中で、いろいろ県の企業局で詳細の調査をしたそうでございます。そういう中の調査内容でございますけれども、やはり県としても、県の事業化、公営墓地ということ、現在のところでは考えられないというようなことを言われました。当然民間の事業の中での墓地ということで進めたらどうだというようなことになったそうでございます。そういう中で、やはり民業を圧迫する事態、これは県のほうでもそんな結論を出したこともありますので、先ほども申し上げましたように、この県央広域事務組合の中では今の状況では設置をしない方向でございます。

金澤孝太郎議長 野本消防長。

野本照夫消防長 台風19号に対します消防本部、桶川西分署の件について説明させていただきます。

先ほど管理者のほうから台風19号に対して万全の対策をというご指示が明確にございましたので、まず10月12日の土曜日の8時半に、消防本部といたしましては警戒態勢の第1配備の2号というのを発令いたしまして、活動隊の人員を、通常85名程度のところなのですけれども、私を初め管理職を含めて130名の体制をとりました。そして、同じ日の19時15分には、体制を増強するため第2配備というのに切りかえまして、147名体制としたものでございます。翌日の13日の日曜日には、災害出動が鎮静化したため、8時半には警戒態勢のほうは解除いたしましたけれども、活動隊の勤務人員を99名といたしまして、引き続き災害対応に当たったものでございます。

それから、桶川西分署の台風での件でございますけれども、警防隊と救急隊につきましては、前面の江川が増水したことによりまして、12日土曜日の19時に車両とともにサンアリーナのほうに移動し、災害対応に当たったものでございます。江川から荒川への排水へ時間を要したということから、桶川西分署の警防隊及び救急隊は、14日月曜日の15時に帰署したものでございます。なお、序

舎については被害はございませんでした。

桶川西分署の夏場の環境についての詳細については、桶川署長より答弁をいたさせます。

金澤孝太郎議長 甘楽桶川消防署長。

甘楽 明桶川消防署長 それでは、桶川西分署の暑さ対策といいますか、その辺についてお答えさせていただきます。

先ほど消防長の1回目の答弁でございましたとおり、西側の窓の外側に日焼けシートのようなものを設置しております。それから、前年度、昨年度に事務室、それから食堂の空調設備の交換、修繕をいたしております。結論的に言いまして、ことし、私も夏、四、五回ぐらいは夏の午後の暑い中、西分署にも出向きましたけれども、そんなに暑いということは全く、そんなにというのは間違いで、暑いという状況はございませんでした、事務室の中等は。ことし職員のほうから、冷房がきかないとか、そういう苦言は一切なかったというふうに私は思っております。

以上です。

金澤孝太郎議長 春山参事兼事務局長。

春山一雄参事兼事務局長 それでは、要旨3の(1)、(2)の再々質問にお答えいたします。

墓地の利用につきましては、受益と負担の関係が明確でございます。そのため墓地の整備並びに施設の運営費用は使用料で賄わなければならないということがはつきりしております。また、墓地の継承者不足、あるいは墓地があっても継承されず無縁墓地になるケースも出てきております。墓地に関しましては、このような状況もあり、行政需要の多様化、複雑化する中で、限られた財源で喫緊に取り組む課題も各市の置かれた状況も異なると考えております。

管内の各市ごとの墓地の状況でございますけれども、共同墓地、個人墓地を除きまして、鴻巣市では寺院の運営する墓地が52、靈園が3、桶川市では寺院墓地が9、靈園が2、北本市では寺院墓地が10、靈園が1というような状況でもございます。このように各市の置かれた状況が異なっております。繰り返しとなりますが、過日開催いたしました正副管理者会議におきまして、公営墓地を当組合で設置することは、今のところ考えていないということが確認されたところでございます。

以上です。

金澤孝太郎議長 新井次長。

新井 正本部次長 台風19号の当消防本部の出動状況について、答弁させていただきます。

行政報告でも参事がお話しされたのですけれども、41件の出動となっています。その内訳といたしましては、12日の昼には風が強くなったのと湿気があるということで、自動火災報知機が北本市、桶川市、鴻巣市、どこでも鳴るような、どこでもというか、そういう出動が多かったです。そのほかに、また夜になりますと雨が多くなってきて、道路の冠水しているところに乗用車が入ってしまった。もしくは、鴻巣市にありますと元荒川が少し越水したという情報も入っております。北本市にありますと河川敷と高台の境目の家が、何軒か水が庭先に来て、ちょっと避難できな

くなるというところで、救助という形で3件ほど出動しております。

また、13日にはありますては、桶川市にありますても、やはり道路に車で突っ込んでしまって、中から出られない。そういう車が何回か入ってしまって、外に出られないという出動があります。そういう中で、救助が5件。救助といいましても、車から出すとか、避難できない方が5件、救急出動が2件。それは、1名にあっては、屋根に上って何か作業しているときに落ちたということで、1件。また、先ほど言いました警戒が34件なのですけれども、これはほとんどが自動火災報知機の異常発報ということで出動しております。

内容にありますては以上でございます。

金澤孝太郎議長 以上で15番、諫訪善一良議員の質問を終結いたします。

◎ 議案第18号の質疑、討論、採決

金澤孝太郎議長 続きまして、日程第8、議案第18号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 次に、賛成討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第18号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

金澤孝太郎議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号の質疑、討論、採決

金澤孝太郎議長 日程第9、議案第19号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の8ページ、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、10ページ、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 次に、賛成討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第19号 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

金澤孝太郎議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号の質疑、討論、採決

金澤孝太郎議長 日程第10、議案20号 令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の8ページ、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に10ページ、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第20号 令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

金澤孝太郎議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時2分)

(開議 午後 3時2分) ◇

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第21号、議案第22号の質疑、討論、採決

金澤孝太郎議長 日程第11、議案第21号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について及び議案第22号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についての2件を一括して議題といたします。

尾崎代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

[尾崎憲一監査委員登壇]

尾崎憲一監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました代表監査委員の尾崎です。ただいまから平成30年度の決算審査につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました平成30年度埼玉県央広域事務組合の一般会計並びに斎場特別会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月27日に埼玉県央広域事務組合の2階会議室におきまして、諏訪監査委員とともに決算審査を実施いたしました。その結果、決算の計数は正確で、内容は正当なものと認められました。

なお、予算の執行状況につきましては、お手元の決算審査意見書18、19ページの決算審査意見をごらんいただくということで、説明を省略させていただきたいと存じます。

以上でご報告を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

金澤孝太郎議長 次に、決算審査報告に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、決算審査報告に関する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時26分)

(開議 午後 3時26分) ◇

金澤孝太郎議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより議案第21号の質疑に入ります。

初めに、お手元の決算書8ページ、9ページから12ページ、13ページまでの歳入に関する質疑から入りたいと思います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、14ページ、15ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく14ページ、15ページから20ページ、21ページまでの総務費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、20、21ページから36、37ページまでの消防費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、36、37ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく36、37ページから38、39ページまでの公債費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、38、39ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、40ページから45ページまでの実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号の質疑に入ります。

初めに、決算書54、55ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、56、57ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく56、57ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、58ページの実質収支に関する調書の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第22号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 次に、賛成討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

金澤孝太郎議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第21号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

金澤孝太郎議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり認定されました。

議案第22号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

金澤孝太郎議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり認定されました。

◎ 管理者のあいさつ

金澤孝太郎議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

さて、1ヶ月後に桶川市議会議員一般選挙を迎えることになります。立候補を予定されている議員の皆様には、ぜひともご当選し、県央地域の一層の発展のために、豊富な経験をもって、さらなる手腕を発揮していただきたいと思います。

結びに、議員の皆様におかれましては、これから一段と寒くなってしまいりますので、健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

金澤孝太郎議長 以上をもって、令和元年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午後 3時3分)

參 考 資 料

議 決 結 果 一 覧 表

令和元年11月定例会議決結果一覧表

| 議案 番号 | 件 名 | 議 決 内 容 | | |
|----------|---------------------------------|---------|--------|------|
| | | 議決番号 | 月 日 | 結 果 |
| 18 | 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 18 | 10月17日 | 原案可決 |
| 19 | 令和元年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号) | 19 | 10月17日 | 原案可決 |
| 20 | 令和元年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第1号) | 20 | 10月17日 | 原案可決 |
| 21 | 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について | 21 | 10月17日 | 認 定 |
| 22 | 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について | 22 | 10月17日 | 認 定 |

議長 金澤 孝太郎

署名議員 岡野千枝子

署名議員 菅野博子